

外為法改正について

令和元年12月26日
財務省国際局

外為法改正の狙い

現行制度

- 投資自由の大原則の下、一定の対内直接投資につき事後報告
- 指定業種につき事前届出



健全な投資の一層の促進

安全保障等の観点からの対応強化の流れ

- 2018年8月米国で新法成立
- 2019年3月欧州でEU新規則成立



経済の健全な発展につながる対内直接投資を一層促進するとともに、
国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応。

⇒メリハリのある対内直接投資制度を目指す。

「国の安全」

- 武器、航空機、原子力、宇宙関連、軍事転用可能な汎用品の製造業、サイバーセキュリティ関連

「公の秩序」

- 電気・ガス、熱供給、通信事業、放送事業、水道、鉄道、旅客運送

「公衆の安全」

- 生物学的製剤製造業、警備業

「我が国経済の円滑運営」

- 農林水産、石油、皮革関連、航空運輸、海運

問題のない投資の一層の促進

1. 事前届出免除制度の導入

- 対内直接投資案件の大宗を占めるポートフォリオ投資等は、免除の対象。
- 国の安全等を損なうおそれがある投資は、免除の対象外として外形的に明確化（政令・告示）。
- 事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保。

国の安全等を損なうおそれのある投資への適切な対応

2. 事前届出の対象の見直し

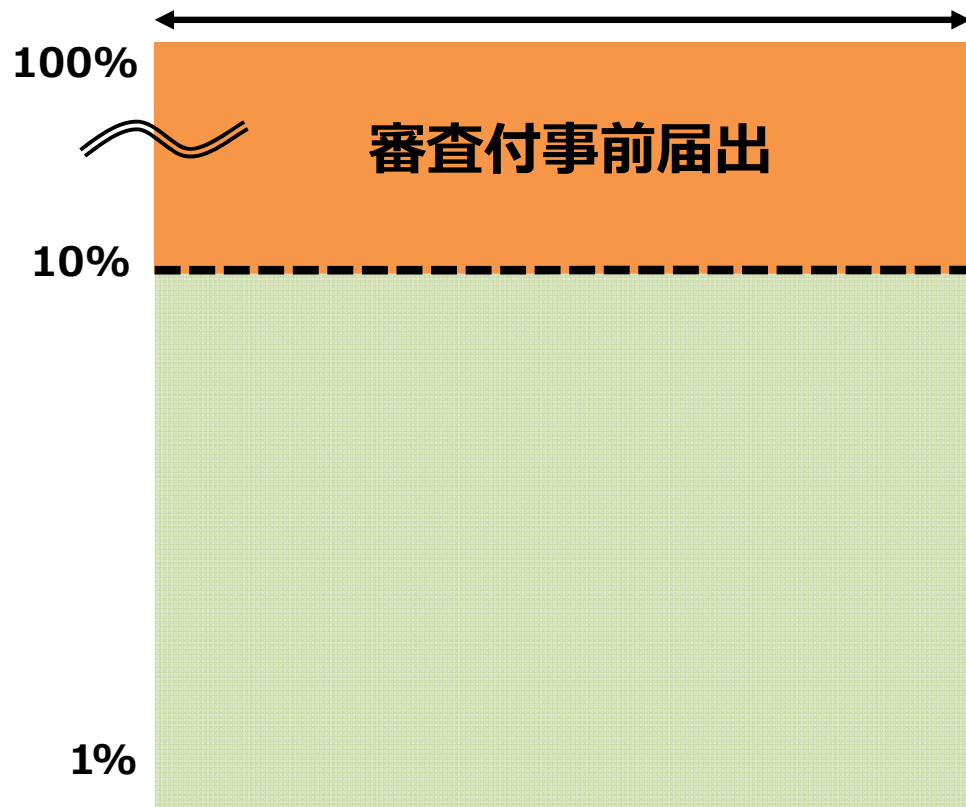
- 上場会社の株式取得の閾値引下げ（現行10%→1%：会社法上の株主総会における議題提案権の基準）
- 国の安全等に関わる技術情報の流出・事業活動の喪失につながる株式取得後の行為類型として、「役員への就任」や「重要事業の譲渡・廃止」を追加。

3. 国内外の行政機関との情報連携の強化

事前届出免除制度のイメージ

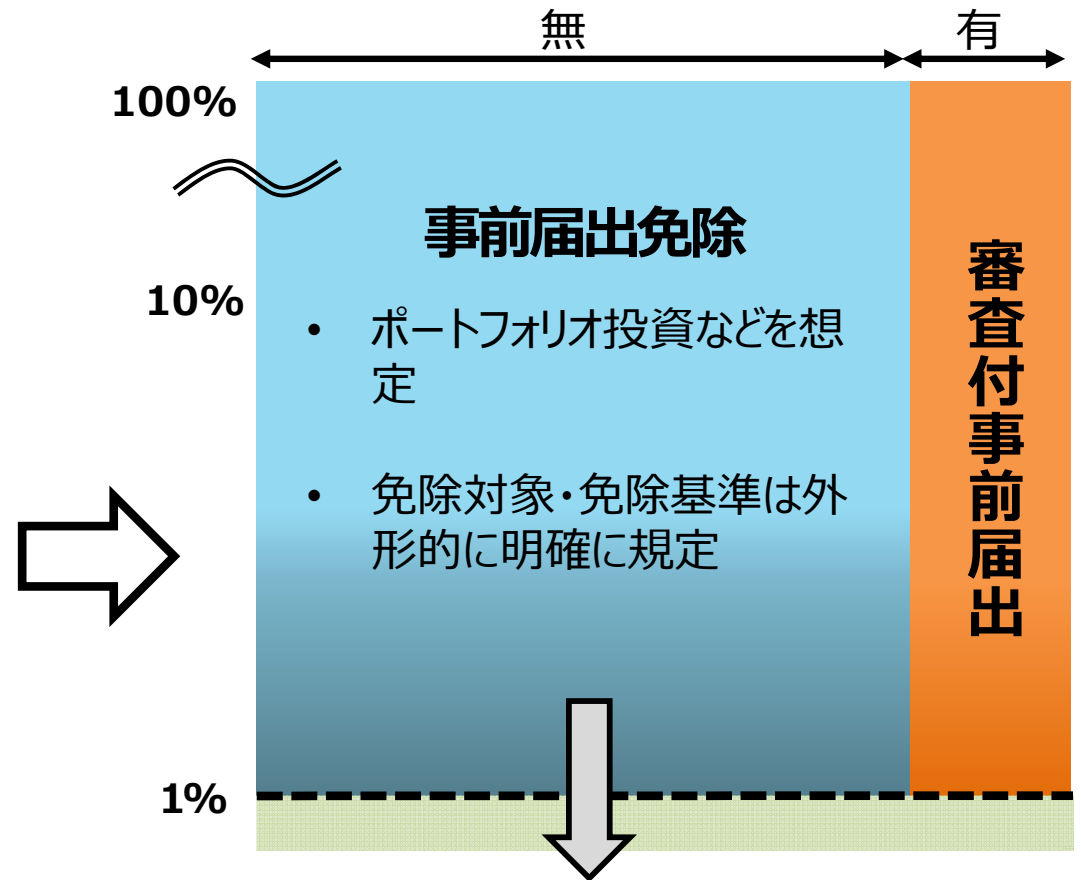
【現行の事前届出対象】

指定業種につき一律



【改正後の事前届出対象】

指定業種であっても、国の安全等を損なうおそれがないものは免除



基準不遵守に対しては、事後に勧告、命令が可能

事前届出免除制度の具体設計（案）

1. **事前届出免除制度の対象範囲は、政省令・告示において規定**
2. **その際、以下のものは対象外とする**
 - 次に該当する投資家
 - 過去に外為法違反で処分を受けた者
 - 国有企業等（注1）
 - 指定業種のうち、国の安全等を損なうおそれ大きいもの（主要例）（注2）
 - 武器製造、原子力
 - 電力、通信
3. **届出免除を受ける投資家が守るべき基準として以下を定める**（注3）
 - ① 外国投資家自ら又はその密接関係者が役員に就任しないこと
 - ② 重要事業の譲渡・廃止を株主総会に自ら提案しないこと
 - ③ 国の安全等に係る非公開の技術情報にアクセスしないこと
4. **事後報告、勧告・命令により、免除基準の遵守を担保**

（注1） 国有企業等のうち、SWFや年金基金で国の安全等を損なうおそれがないと認められるものは、免除制度の利用が可能。

（注2） 外国証券会社が自己勘定で行う取引や、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象。

（注3） 3. に記した基準以外に株主の権利行使・企業との対話に制限を追加することはない。また、事前届出免除制度を利用した外国投資家が、株式取得後に①②の行為を行うことも、行為前に届出をすれば可能。

免除対象明確化と負担軽減のための対応

1. 外国証券会社が自己勘定で行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

※顧客勘定で行う取引は、引き続き当該顧客が届出義務を負う。

2. 外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う取引は、対象銘柄に関わらず、事前届出免除の対象とする。

3. 外国証券会社、外国銀行、外国保険会社及び外国運用会社が行う免除後の事後報告の閾値は、現状（10%）より加重しない。

投資組合（ファンド）からの対内直接投資等に係る届出義務者の見直し

外為法に基づく対内直接投資等の事前届出の対象について、会社による投資の場合に合わせて、届出義務者を組合に一本化し、届出の事務負担を軽減。

【現行】

GPやLPが外国投資家の場合、組合全体における外国投資家の出資比率に関わらず、それぞれのGP・LPの名前で事前届出を行う必要。

【改正の方向性】

- ① 外国投資家の出資比率が50%以上の場合
 - ② GPが外国投資家の場合
- 組合名義で一本の事前届出のみ提出。

組合

GP
(外国投資家の場合)

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

LP
外国投資家

組合

GP

LP
外国投資家以外

LP
外国投資家

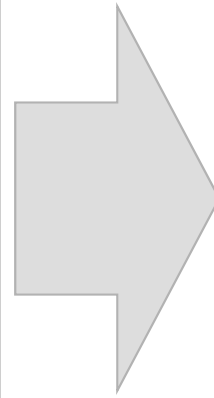
LP
外国投資家

投資組合の事前届出義務者

【現行】

【改正後】

		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	GP + 個々の 外国投資家 LP	個々の 外国投資家 LP
	<50%		



		GP	
		外国投資家	日本の投資家
外国投資家の出資比率	≥50%	組合	組合
	<50%	組合	

(注) 事前届出義務がある場合でも、事前届出免除制度を利用できる可能性がある。

G7各国の対内直接投資審査制度の概要

		アメリカ (2018年法改正)	イギリス (2018年法改正)	フランス (2018~2019年 法令改正)	ドイツ (2018年政令改正)	イタリア (2017年法改正)	カナダ	日本 (現行) → (改正後)
事前届出・審査	対象となる 株式所有等 の割合	下限なし ※2018年 法改正で事前 届出制度を導入		33.3%	10% ※2018年政令 改正で25%から 引下げ	3%	名目額の閾値あり (投資家によって 異なる)	10% ↓ 1% (免除制度あり)
	対象業種	特定の投資		指定業種 ※2018年政令 改正で業種拡大	指定業種	指定業種 ※2017年法改正 で業種拡大	全業種	指定業種
事後介入	業種による 限定なし	業種による 限定なし	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ	業種による 限定なし	指定業種のみ
	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能 ※2019年法改正	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能	株式売却命令 が可能なのは 指定業種の一部のみ ↓ 指定業種全てで 株式売却命令 が可能

今後対応する主な事項

項目	対応の方向性
1. 事前届出免除が利用可能な外国投資家の範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> 銘柄に関わらず事前届出免除の対象となる外国金融機関は、日本において業法に基づき規制・監督を受けているもの、外国において業法に準ずる法令に基づき規制・監督を受けているもの。また、HFTについても事前届出は不要とする方向。 SWFや年金基金のうち、国の安全等を損なうおそれがないとみなされるものは、事前届出免除制度が利用可能。免除対象となるSWFや年金基金については、設立目的、日本への投資実績、ガバナンス構造（投資決定が政府から独立して行われるか）等を判断基準とし、個々に認定。
2. 事前届出免除の対象外となる業種の特定・銘柄のリスト化	<ul style="list-style-type: none"> 事前届出免除の対象外となる業種・銘柄は、国の安全等を損なうおそれに直結することが明らかなものに絞り込み。 免除対象外の業種は、パブリックコメントを経て告示で指定。銘柄リストは法令の施行までに公表。
3. 事前届出（株式取得、取得後の行為）時の国の安全等に絞った透明かつ迅速な審査	<ul style="list-style-type: none"> 審査に当たっての考慮要素は、国の安全等に関わる技術情報の流出や重要事業の喪失を防止するとの観点から必要なものに限定かつ明確化し公表。 国の安全等の観点から問題のない投資は5営業日で審査完了。
4. 事前届出及び事前届出免除時の事後報告の負担	<ul style="list-style-type: none"> 1%の閾値を超えた後の取引の都度の届出や報告は不要とするよう手当て（具体的には、一定期間の取引につき纏めて届け出ることや、1%の次の閾値を明確化する等の選択肢を検討中）。
5. 各種用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> 事前届出免除の遵守基準の「自ら或いは密接な関係者が役員に就任しないこと」における「密接関係者」の定義を明確に規定する 等

外為法改正案に関する麻生財務大臣の国会での答弁

○麻生財務大臣

今回の法改正のそもそもの目的は、これは従来どおり健全な海外からの投資等々を一層促進させつつ、傍ら、反面、日本のいわゆる国家の安全保障等に関わる情報技術の流出とか、また事業活動の喪失といった事態を事前に防止するということがそもそもの目的であります。株主の権利行使に加える制限というのは、この法目的に照らしましても、これは必要最小限なものに限定をしております。

株主と企業との間の対話というものに対する制限の追加を行わないことにいたしております。今スチュワードシップコードの話も出ておりましたけれども、スチュワードシップコードを踏まえましたゆえで、株主による企業との健全かつ建設的な対話というもの、これはもういわゆるコーポレートガバナンスというものを強化して企業の価値を向上するという観点から、これは非常に重要であるという認識には全く変わりはありません。

今回の法改正につきましても、いわゆるコーポレートガバナンス改革路線というものの転換でも全くありませんし、アクティビストの排除でもないということは改めて強調させていただきたいと存じます。

令和元年11月21日 参議院 財政金融委員会